

課題 A 契約事務における競争性と透明性のさらなる向上

随意契約見直しの取組みについて(報告)

1 経緯

市政変革の一環として、オープンな市政運営や競争性・透明性の確保を目的として、令和5年度に「随意契約の点検・見直し」を実施した。

目標は、令和4年度に随意契約を行ったもののうち、競争性のある契約を行うものが占める割合を、令和8年度までに30%とした。

【取組み内容】

令和5年11月～ 総点検・見直しスタート・各事業課の総点検
 (令和4年度に随意契約を行った契約金額100万円超の契約を総点検)
 令和6年1月～3月 技術監理局のヒアリング・検証
 4月～ 検証に基づく契約の見直しを実施

2 結果(令和6年度契約状況)

見直し対象1,462件のうち、令和6年度も契約手続きを行ったものは825件。

うち、「競争性のある手続きにより契約したもの」は210件(約25.5%)であり、目標の30%には達しなかったが、令和4年度の14.6%から25.5%へ大きく上昇した。

また、これに令和5年度以降に新たに随意契約を行ったもの(契約金額100万円超)を加えた全1,282件を点検したところ、うち「競争性のある手続きにより契約したもの」は331件(約25.8%)であり、新規の契約を含め、手続きの見直しが定着していることが確認できた。

	令和4年度	令和6年度 見直し結果	令和6年度
契約数(点検・見直し対象)	1,462	825	1,282
競争性ある手続き	214	210	331
割合	14.6%	25.5%	25.8%

■競争性のある手続き:競争入札、プロポーザル方式と参加者の有無を確認する公募を経て行う随意契約

■令和6年度に入札等競争性ある手続きに移行できていなかった事業は、特許権や特殊な技術、知識を要するため競争入札に適しないものなどであった。

3 今後の取組み

今回の点検・見直しの中で、事業課の契約事務に関する理解不足などが判明したため、令和7年8月に「北九州市業務委託に係る随意契約ガイドライン」をわかりやすく改定し、今後、新たに締結する契約においても、競争性・透明性を確保した契約手続きの実施を徹底する。